

高松市屋外広告物改修等事業補助金
交付要綱運用マニュアル

令和2年4月

高松市 都市整備局 都市計画課

目 次

I	補助制度について	P1
II	補助の対象となる屋外広告物	P1
III	申請者の資格	P1
IV	補助金の額、算出方法及び対象経費	P2
V	手続きの流れ	P3
VI	Q & A	P4
VII	申請書等の記入例及び添付書類の説明	P6

I 補助制度について

高松市屋外広告物条例の改正（平成26年4月1日施行）に伴い、改正前に適法に表示・設置されている屋外広告物で、改正後の新しい基準に適合しなくなったもの、いわゆる、既存不適格の屋外広告物については、10年間の経過措置期間を設けていますが、美しいまちづくりの実現に向け、新しい基準に適合するよう改修等に要する経費に対して、補助する制度を設けました。

補助制度の内容につきましては、早期に改修等を行っていただけますよう、10年間の経過措置期間内で段階的に補助率（補助限度額）を設定しています。

II 補助の対象となる屋外広告物

補助対象となる「既存不適格の屋外広告物」については、次の要件を満たすものが対象となります。

(1) 条例改正前において許可申請が必要な屋外広告物については、「平成26年3月31日」までに高松市の許可を受けて表示・設置しているもの

(2) 条例改正前において許可申請が必要のない屋外広告物については、「平成26年3月31日」までに表示・設置しているもので、高松市の許可を受けているもの

■ 許可を受けていない屋外広告物については、「補助対象外」となるだけでなく、違反広告物として広告主等の氏名公表を含めた厳正な是正指導の対象となります。

III 申請者の資格

補助金の交付を申請しようとする者は、次の要件を満たしていなければいけません。

(1) 当該既存不適格広告物を表示し、又は設置する者であること。

(2) 高松市の市税を滞納していないこと。

(3) 高松市の他の類似する補助金等の交付を受けていないこと。

■ 申請者と所有者が異なる場合は、他方の承諾書が必要です。

IV 補助金の額、算出方法及び対象経費

補助金の額

区 分	交付決定年月日	補助率	補助限度額
・栗林公園内の眺望地点から見えるすべての屋外広告物(※1) ・主要な交差点(※2)に表示又は設置されている一般広告物	平成25年9月27日から平成28年3月31日まで	100%	200.0万円
	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	2/3	133.3万円
	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで	1/2	100.0万円
上記以外の既存不適格広告物	平成25年9月27日から平成28年3月31日まで	2/3	66.6万円
	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	1/2	50.0万円
	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで	1/3	33.3万円

(※1) 高松市景観計画に定める栗林公園周辺景観形成重点地区に限る。

(※2) 4車線以上の道路が交差する交差点(商業地域は除く)をいう。

補助金の算出方法

補助対象経費	×	補助率	=	補助金の額※	≤	補助限度額
--------	---	-----	---	--------	---	-------

※ 補助金の額が、補助限度額を超える場合は補助限度額が補助金の額となります。

※ 1,000円未満の端数は切捨てます。

※ 消費税及び地方消費税を含みます。

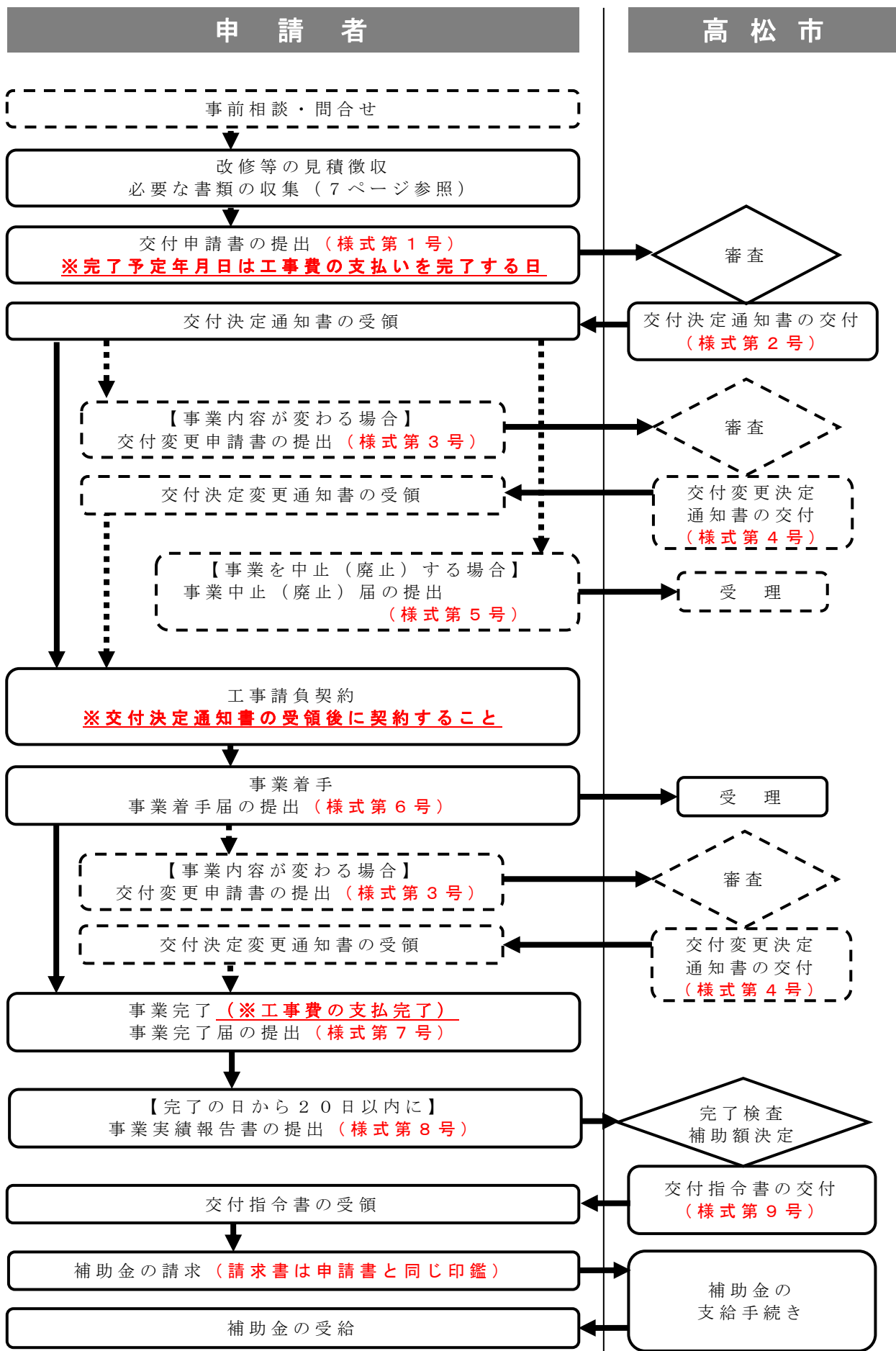
※ 領収書等で支払いの証明ができる経費に限ります。

補助金の対象経費

補助金の交付の対象となる経費は既存不適格広告物の改修、除却、移設に要する経費とします。ただし、次に掲げる経費は含みません。

- (1) 品質の向上、形状の拡大等に要する経費
- (2) 改修等に伴う許認可に要する経費

V 手続きの流れ



VI Q & A

対象となる屋外広告物

Q 屋外広告物の改修を考えているのですが、補助金は受け取れますか。

A 高松市屋外広告物条例の改正（平成26年4月1日施行）に伴い、改正前に適法に表示・設置されている屋外広告物で、改正後の新しい基準に適合しなくなったものが補助の対象となります。

具体的な要件については、1ページの「II 補助の対象となる屋外広告物」をご覧ください。

その他、不明な点がございましたら、高松市都市整備局都市計画課までご相談ください。

申請者の資格

Q 補助金の申請者になれるのは、広告主だけですか。

A 申請者になれるのは、1ページの「III 申請者の資格」のとおり、基本的には当該既存不適格広告物を表示・設置する広告主となります。

広告主とは、屋外広告業を営む者に広告物の表示を依頼して、当該広告物の表示を行わせる者です。

ただし、所有者等で市長が認める場合は、申請者となることができます。

申請者と所有者が異なる場合、掲出物件の所有者と広告物の所有者が異なる場合は、他方の承諾書が必要です。（承諾書の様式は問いません。7ページの例を参考にしてください。）

補助金の額

Q 補助金が申請できるのは、いつまでですか。

A 補助期間は、条例に定める経過措置期間（令和6年3月末日）までとなっています。また、申請時期や広告物の設置場所等によって補助率や補助限度額が異なります。詳細は、2ページをご覧ください。なお、補助期間内で段階的に補助率（補助限度額）を設定していますので、早期に改修を行っていただくほど有利な制度となっています。

Q 「支払いの証明ができる経費に限ります。」とありますが、自ら施工した場合どうなりますか。

A 補助事業に要した費用の支払いが確認できる書面が必要となりますので、申請者自らが施工者となる場合は、他の会社と契約を交わした部分（工種）に限り、補助の対象となります。

自ら調達した材料等は、領収書を添付した上で、補助の対象となります。（証明できるものがなければ不可）

また、自らの施工手間等は補助の対象となりません。

補助金の対象経費

Q 「品質の向上、形状の拡大等に要する経費は補助の対象に含まれない。」とありますが、具体的にはどのような経費ですか。
A 品質の向上とは、材料の品質が既設の広告物より高価になる場合などの経費です。 形状の拡大とは、既設の広告物より面積が増加する場合や高さが高くなる場合などの経費です。
Q 「改修等に伴う許認可に要する経費は補助の対象に含まれない。」とありますが、具体的にはどのような経費ですか。
A 建築確認申請に要する経費、道路占用許可申請に要する経費、その他届出や申請に要する経費等です。
Q 補助対象広告物を市外に移設する場合も、補助の対象となりますか。
A 移設先が市外の場合は、除却に要する経費のみ補助の対象となります。

申請方法・提出する書類等

Q 敷地内に広告板や屋上広告など、掲出物件が異なる複数の補助対象広告物があるのですが、どのように申請すればよいのですか。
A 同一敷地内であっても、掲出物件ごとに補助金額を算出する必要がありますので、それぞれ申請書を提出してください。
Q 壁面広告で建物の4面に5件の広告物を設置していますが、どのように申請すればよいのですか。
A 壁面広告については、1面（投影面）ごとに1件の壁面広告として数えますので、この場合は、4件の補助対象広告物として申請書を提出してください。壁面広告以外の広告物については、掲出物件ごとに1件の広告物として数えます。
Q 改修工事を依頼する業者は、どの業者でもよいのですか。
A 高松市屋外広告物条例において、高松市で屋外広告業の登録を受けていない業者については、市内で屋外広告業を営むことができませんので、高松市に登録済みの屋外広告業者に依頼してください。ただし、除却工事のみを行う場合は、この限りではありません。
Q 交付決定通知書を受領した後に、改修工事の仕様を変更したいのですが、どのようにすればよいのですか。
A 補助金額の変更、計画の大幅な変更、申請者の変更、仕様の大幅な変更がある場合には、補助金の交付変更申請書の提出が必要となります。 また、交付変更申請書を提出した場合は、交付決定変更通知書の通知日の補助率及び補助限度額が適用されます。提出時期によっては補助率等が変更となる場合（2ページ参照）がありますので注意してください。

Ⅶ 申請書等の記入例及び添付書類の説明

様式第1号（第6条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）高松市長

申請者 住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
 （所在地）
 氏 名 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩
 （名称及び代表者の氏名）
 電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

高松市屋外広告物改修等事業補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、私の市税の納付状況を、公簿等により確認することについて同意します。

表示又は設置の場所	高松市〇〇町〇〇番地	
広告物等の種類	広告板	
現在の許可について	許可期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
	許可番号	第〇〇〇〇〇〇〇〇号
事業の内容	<p>当該広告板は、表示面積・高さ・設置場所・色彩基準が許可基準に適合していないので、表示面積を〇〇㎡から〇〇㎡に、高さを〇〇mから〇〇mに、設置場所を〇〇町〇〇番地に、色彩基準を別紙のとおり改修します。</p>	
工事施工者	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏 名	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
	登録番号	高松市屋外広告業登録第（〇）-〇〇〇〇号
着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
完了予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日（※工事費の支払完了予定日）	
添 付 書 類	(1) 設計図書 (2) 補助対象事業に係る工事見積書 (3) 現況写真 (4) その他市長が必要と認める書類	

添付書類の説明

<input type="checkbox"/> 設計図書	位置図・配置図・立面図・構造詳細図・仕上げ等
<input type="checkbox"/> 補助対象事業に係る工事見積書	見積業者の押印があるものに限る。(内訳書・明細書等詳しくわかるもの)
<input type="checkbox"/> 現況写真	当該広告物の付近の状況を示すカラー写真
<input type="checkbox"/> 承諾書 (様式下記参照)	申請者と所有者が異なる場合、掲出物件の所有者と広告物の所有者が異なる場合は、他方の承諾書が必要です。
<input type="checkbox"/> 設置時期がわかる書類	建築確認済証の写し・土地の契約書の写し等
<input type="checkbox"/> 滞納が無い証明書	滞納が無い証明書の提出がなくても申請は可能ですが、手続きを急ぐ場合は提出が必要です。(提出がない場合は、確認が必要なため、手続きに要する期間が2週間程度延びます。) 滞納無証明書は、市役所2階納税課で申請、受け取りができます。
<input type="checkbox"/> 施工前仕様書	施工前の広告物等の形状、面積、寸法、色彩、意匠、素材、構造その他の表示又は設置の方法を明らかにした仕様書及び図面(照明装置等を伴うものにあってはその概要を明らかにしたもの)

承諾書の例(様式任意)

<p>〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 殿</p>	
<p>承 諾 書</p>	
<p>私は、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇が高松市屋外広告物改修等事業補助金を申請し、下記の屋外広告物を改修することを承諾します。</p>	
<p>記</p>	
屋外広告物の表示・設置場所	高松市〇〇町〇〇番地
屋外広告物の種類	広告板
<p>〇〇年〇〇月〇〇日</p>	
住所	〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名	〇〇 〇〇

様式第3号（第9条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）高松市長

申請者 住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
（所在地）
氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩
（名称及び代表者の氏名）
電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

高松市屋外広告物改修等事業補助金交付変更申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け高都第〇〇〇号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

表示又は設置の場所	高松市〇〇町〇〇番地
広告物等の種類	広告板
変更した事業の内容	移設の場所を高松市〇〇町〇〇番地から高松市〇〇町〇〇番地に変更します。
変更理由	当初移設を予定していた場所の土地所有者の承諾が得られなくなったため。
変更後の着手予定年月日及び完了予定年月日	着手予定日 〇〇年〇〇月〇〇日 完了予定日 〇〇年〇〇月〇〇日
添付書類	(1) 変更設計図書 (2) 変更工事見積書 (3) その他市長が必要と認める書類

※1 変更申請は申請時に提出した書類に記載した事項を変更しようとするときに必要となります。添付書類は、変更した内容が分かる書類を提出してください。

※2 軽微な変更（補助額の変更、計画の大幅な変更、申請者の変更、仕様の大幅な変更以外のもの）の場合は、変更申請書の提出は必要ありません。

様式第5号（第9条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）高松市長

届出者 住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
（所在地）
氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印
（名称及び代表者の氏名）
電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

高松市屋外広告物改修等事業中止（廃止）届

〇〇年〇〇月〇〇日付け高都第〇〇〇号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり事業を中止（廃止）したいので、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により届けます。

表示又は設置の場所	高松市〇〇町〇〇番地
広告物等の種類	広告板
中止（廃止）の理由	当該広告物の改修を行う予定としておりましたが、広告主との協議の結果、諸般の事情により、本事業を中止します。
中止（廃止）年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
備 考	

様式第6号（第10条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）高松市長

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
（所在地）
氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩
（名称及び代表者の氏名）
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

高松市屋外広告物改修等事業着手届

次のとおり補助事業に着手したので、高松市屋外広告物改修等事業補助金
交付要綱第10条の規定により届けます。

交付決定年月日 及び発送番号	〇〇年〇〇月〇〇日 高都第 〇〇〇号
表示又は設置の場所	高松市 〇〇町 〇〇番地
広告物等の種類	広告板
補助事業の期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで（※工事費の支払完了日）
着手年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
工事者	住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
	登録番号 高松市屋外広告業登録第（〇）-〇〇〇〇号
備考	

様式第7号（第10条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）高松市長

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
（所在地）
氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩
（名称及び代表者の氏名）
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

高松市屋外広告物改修等事業完了届

次のとおり補助事業が完了したので、高松市屋外広告物改修等事業補助金
交付要綱第10条の規定により届けます。

交付決定年月日 及び発送番号	〇〇年〇〇月〇〇日 高都第 〇〇〇 号
表示又は設置の場所	高松市 〇〇町 〇〇番地
広告物等の種類	広告板
補助事業の期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
完了年月日	〇〇年〇〇月〇〇日（※工事費の支払完了日）
工事者	住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
	登録番号 高松市屋外広告業登録第（〇）-〇〇〇〇号
備考	

様式第8号（第11条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）高松市長

補助事業者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
（所在地）
氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印
（名称及び代表者の氏名）
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

高松市屋外広告物改修等事業実績報告書

次のとおり補助事業が完了したので、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助金交付決定額	〇〇〇, 〇〇〇円
表示又は設置の場所	高松市〇〇町〇〇番地
広告物等の種類	広告板
行為の内容	当該広告板は、表示面積・高さ・設置場所・色彩基準が許可基準に適合していませんでしたので、表示面積を〇〇㎡から〇〇㎡に、高さを〇〇mから〇〇mに、設置場所を〇〇町〇〇番地に、色彩基準を別紙のとおり改修しました。
着手年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
完了年月日	〇〇年〇〇月〇〇日（※工事費の支払完了日）
添付書類	(1) 実施設計図書 (2) 補助事業の施工写真 (3) 請負契約書の写し (4) 補助事業に要した費用の支払いが確認できる書面（領収書等） (5) その他市長が必要と認める図書
備考	

添付書類の説明

<input type="checkbox"/> 実施設計図書	施工後の位置図・配置図・立面図・構造詳細図・仕上げ等（実測値を記載したもの）
<input type="checkbox"/> 補助事業の施工写真	施工前、施工後の写真。 施工後に施工方法等が分からなくなる部分については、施工途中の写真も必要となります。（仮設工事の写真等）
<input type="checkbox"/> 請負契約書の写し	施工業者と交わした請負契約書の写しを添付してください。 申請者と施工者が同一の場合は、他の会社と契約を交わした部分（工種）それぞれの契約書の写しを添付してください。この場合、契約する業者は高松市に登録済みの屋外広告業者であることが条件となります。（除却工事のみの場合を除く。）
<input type="checkbox"/> 補助事業に要した費用の支払いが確認できる書面（領収書等）	領収書の写しを添付してください。 申請者と施工者が同一の場合は、自ら調達した材料の領収書の写しを添付してください。その場合、自らの施工手間は補助の対象となりません。

審査に係る日数の目安

交付申請書の提出→ 交付決定通知書の受領	1ヶ月程度（ただし、滞納が無い証明書が添付されている場合は、2週間程度）
交付変更申請書の提出→ 交付決定変更通知書の受領	2週間程度
事業実績報告書の提出→ 交付指令書の受領	2週間程度
請求書の提出→ 補助金の受給	1ヶ月程度

申請に関する注意事項

- 申請に必要な様式（交付申請書、交付変更申請書、中止（廃止）申請書、着手届、完了届、実績報告書）については、高松市ホームページからダウンロードすることができます。
（Word形式・PDF形式）

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/toshi/okugai_kokoku/kizon_hoshu.html

- 申請書を提出してから交付決定通知書が交付されるまでに、1ヶ月程度要しますが、工事請負契約は交付決定通知書を受領してから行ってください。
- 申請書類等を提出する前には、十分ご確認いただきますようお願いいたします。

お問合せ

高松市 都市整備局 都市計画課

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/toshikeikaku.html>

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号 高松市役所9階 東側

TEL: 087-839-2455

FAX: 087-839-2452